

災害医療研修会のご案内

平成 29 年度災害医療研修プログラム開催のお知らせ

沖縄県医師会では、東日本大震災や熊本地震の教訓を活かし、次の大規模災害に備えた態勢の整備として、平成 26 年度より独自に災害医療研修プログラムを実施しております。

今年度の開催プログラムが決定いたしましたのでお知らせします。

各コースへの受講申込は、下記により FAX (098-888-0089) にてお申し込み下さい。

	日時	プログラム	研修形態
終了	5 月 13 日 (土) 14:00~18:00	【1】衛星電話に特化した通信手段 【2】EMIS 入力演習	講義、演習
終了	7 月 13 日 (木) 19:30~21:00	災害支援ナースの役割と活動 (仮称)	講義
終了	9 月 21 日 (木) 19:00~21:00	マス・ギャザリング・メディスン -スポーツ大会における医療救護体制の事例-	講義、図上
終了	9 月 30 日 (土) 09:00~16:30	PFA (心理的応急処置)	講義、演習 定員 50 名
5	2 月 15 日 (木) 19:30~21:00	地域医療本部における受援のあり方	講義、図上

※ 研修コースは全て沖縄県医師会館 (3F ホール) で開催予定です。

※ PFA (psychological First Aid) とは、災害支援に関わる全てのスタッフが習得しておくべき、心理的支援スキルとのことで、当コースは WHO が作成し、国内では国立精神・神経医療研究センターが実施しているコースです。主に都道府県や災害医療関係団体で開催されております。

----- 参加申込票 -----

■ FAX.098-888-0089 参加希望の研修番号に○印を付け、お申込みください。

申込番号	1 ——— 2 ——— 3 ——— 4 ——— 5
施設名	
氏名	医師・看護師・業務調整員・その他

沖縄県医師会事務局 業務 1 課 崎原  
TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089

## ～ICLS コース開催のお知らせ～

ICLS(Immediate Cardiac Life Support)コースとは、最新の心肺蘇生ガイドラインに基づいた二次救命処置について学ぶ日本救急医学会認定のトレーニングコースです。成人の心肺停止に的をしぼり、最初の10分間に行うチーム医療を、シミュレーション実習を通して学びます。今年度、開催期日が決定しましたのでお知らせします。

名称	時間	実施場所
第58回 新おきなわICLSコース	1月28日(日) 9:00～18:00	名桜大学
第59回 新おきなわICLSコース	3月4日(日) 9:00～18:00	おきなわクリニカル シミュレーションセンター
<p>✚ 各コースとも受講料(昼食代込、テキスト代別)は、医師・歯科医師8,000円、コメディカル6,000円を予定しています。</p>		
<p>✚ 各コースとも募集は2ヶ月前に以下リンク先に掲載されますので、お申込み下さい。</p> <p>✚ 沖縄県医師会 <a href="http://www.okinawa.med.or.jp/html/kyukyu/kyukyu/kyukyu.html">http://www.okinawa.med.or.jp/html/kyukyu/kyukyu/kyukyu.html</a></p> <p>✚ おきなわクリニカルシミュレーションセンター <a href="http://okinawa-clinical-sim.org/course.html">http://okinawa-clinical-sim.org/course.html</a></p>		
<p>✚ 受講選考については、これまで通り申し込み順ではなく、施設間のバランスやインストラクターの参加状況を踏まえ、決定することになりますので、ご了承ください。</p>		
<p>・問い合わせ先: <a href="mailto:trees@me.au-hikari.ne.jp">trees@me.au-hikari.ne.jp</a> (沖縄ERサポート 林 峰栄)</p> <p>・問い合わせ先: 沖縄県医師会事務局 業務1課(崎原)</p> <p>TEL. 098-888-0087 FAX. 098-888-0089</p>		

## 労務管理者向け勤務環境改善セミナー開催のお知らせ

ご承知のとおり、改正医療法において、医療機関の勤務環境改善が各医療機関の努力義務として位置づけられたことに伴い、沖縄県医師会（沖縄県医療勤務環境改善支援センター）では、平成 27 年度よりみだしセミナーを開催しておりますが、今年度も引き続き、職場環境改善に必要な知識の習得・啓発に向けたセミナーを下記のとおり開催いたします。

本セミナーでは、快適に働ける職場環境づくりを行なうためのポイントや具体的な進め方等をご説明するほか、終了後、医療機関からの無料相談会も実施しております。

参加ご希望の方は、各セミナー番号に○印を付け、必要事項を記載の上、FAX（098-888-0089）にて各日程の 2 週間前までにお申し込み下さい。

	日時	時間	プログラム
終了	6 月 12 日（月）	13:30 ～ 15:30	「こうして進める、取り組む医療機関の女性活躍 ～2 本立て」 ➤ ① 介護休業・休暇の制度の基本～その取り方・取らせ方 ➤ ② こうして対処する。マタハラ対応の具体例と実務
終了	7 月 10 日（月）	13:30 ～ 15:30	「宿日直適正化通達（H14.3.19）、労働時間把握新ガイドライン（H29.1.20）について学ぶ ～平成 29 年度労働行政動向の一大ポイント！新ガイドラインをもとにした指導への対応を考える」
終了	8 月 14 日（月）	13:30 ～ 15:30	「派遣先における派遣労働者管理の実務」
終了	9 月 11 日（月）	13:30 ～ 15:30	「ここがポイント、平成 29 年度の助成金をまるっと紹介」
終了	10 月 16 日（月）	13:30 ～ 15:30	「医療の職場で行う改善の実践」 ～マネジメントシステムの効果的活用事例の紹介と実践手法
6	11 月 13 日（月）	13:30 ～ 15:30	「ここに注目、認証制度の取得と活用のすべて」（予定）
7	12 月 11 日（月）	13:30 ～ 15:30	「院内内託児所の整備と運用のための基礎知識」（予定）
8	1 月 15 日（月）	13:30 ～ 15:30	「募集・採用・労働条件明示の留意点」

✚ セミナー対象者は、労務管理者、または今後そうした立場になる可能性のある方、職場環境改善に関わる方などを含みます。申込が複数いる場合はコピーをご利用下さい。

✚ セミナー開催場所は、沖縄県医師会館（南風原町字新川 218-9）で開催いたします。

----- 参加申込票 -----

参加希望の研修番号に○印を付けてください。

申込番号	1	2	3	4	5	6	7	8
施設名								
職氏名								

沖縄県医師会事務局  
 沖縄県医療勤務環境改善支援センター 崎原  
 TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089

# 沖縄県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

平成 29 年9月1日発行 第 53号

沖縄県医師会(沖縄県医療勤務環境改善支援センター)  
〒901-1105, 南風原町字新川 218-9  
TEL.098-888-0087 / FAX.098-888-0089  
mailto:g1@ml.okinawa.med.or.jp

**★労務管理トピック**

来年 4 月から本格化する「無期転換ルール」に関する調査結果

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士) 前里 久誌

**◆改正労契法で定められたルール**

2013 年に「改正労働契約法」が施行され、同法 18 条により、同じ事業主の下で契約更新が繰り返されて通算 5 年を超えた有期契約労働者は、本人の申出により「無期雇用」として働くことができるようになりました。

(いわゆる『無期転換ルール』)

施行から 5 年が経過する来年(2018 年)4 月 1 日から本格的に、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる権利を有する労働者が生じることとなりますが、そんな中、連合から『有期契約労働者に関する調査報告』が発表されました。

**◆ルールの認知度は?**

この調査は、本格的に無期労働契約への転換が始まる前に、有期契約労働者の改正労働契約法についての認知状況や考えを把握するため、今年 4 月に実施されたものです(有効回答者数:1,000 名)。まず、『無期転換ルール』について、「ルールの内容まで知っていた」は 15.9%にとどまっており、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」が 32.9%、「ルールができたことを知らなかった」が 51.2%で、この 2 つを合計した『内容を知らなかった』は 84.1%となっています。ルールの対象者となる労働者の中ではまだまだ認知度が低いようです。

**◆病院としての対応は?**

いずれにしても来年 4 月からこの『無期転換ルール』の適用が本格化するわけですから、「まだ何も対応していない」という病院では、まずは対象となる従業員に対して制度(ルール)を説明し、あわせて無期転換となる労働者の待遇の決定、規定の整備等を行う必要があります。

**★Q&A**

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士) 善平 克恵

**Q: 休日出勤を命じた日に年次有給休暇の取得を認めなければならないか?**

先日、休日出勤を命じたところ、ある職員から、「その日は予定があるので、年次有給休暇をあてて休みたい」と年次有給休暇の取得の申出がありました。このような場合、休日出勤を命じた日について、年次有給休暇の取得を認めなければならないのでしょうか。

A: 年次有給休暇は、一定期間継続した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる休暇のことです。そして、休暇とは、所定労働日の労働の義務を免除する日をいいます。つまり、年次有給休暇は、所定労働日である日にしか取得することができないことになります。

休日出勤を命じた日というのは、そもそも休日であり、所定労働日ではありません。したがって、休日出勤を命じた日に、年次有給休暇を取得する余地はなく、貴院は、年次有給休暇の取得を認める必要はありません。

休日出勤を命じたことにより、「所定労働日」となるように考えられそうですが、所定労働日は、労働契約により所定労働日(休日以外の日)としている日であり、休日出勤を命じた日は、業務命令により労働の義務が発生したということであって、休日が所定労働日になるわけではありません。

また、年次有給休暇の付与要件である全労働日の 8 割以上の出勤をみる際の「全労働日」に関して、行政通達(昭 33.2.13 基発 90、昭 63.3.14 基発 150、平 25.7.10 基発 0710 第 3 号)で、「所定の休日に労働させた場合には、その日は、全労働日に含まれないものである」との定めがあります。

ご質問の場合、休日出勤を命じた日については、年次有給休暇の取得ができないこと、休日出勤が必要な理由を改めて説明し、できる限り出勤の協力を求める必要があるかと思えます。そのうえで、どうしてもその日は出勤できないということであれば、最終的には休日出勤命令自体を取消すことになると考えます。

# 沖縄県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

平成 29 年 9 月 15 日発行 第 54 号

沖縄県医師会(沖縄県医療勤務環境改善支援センター)  
〒901-1105 南風原町字新川 218-9  
TEL.098-888-0087 / FAX.098-888-0089  
mailto:g1@ml.okinawa.med.or.jp

## ★ 労務管理トピック

医療労務管理アドバイザー  
社会保険労務士 名城 志奈

### 非正規格差「一部違法」 東京地裁が賠償命令

日本郵便(東京都千代田区)の非正規社員3人が、正社員との間で手当などに格差があるのは違法だとして計約1500万円の支払いなどを求めた訴訟の判決で、東京地裁(春名茂裁判長)は9月14日、「非正規社員に年末年始勤務手当や住居手当が全く支給されないのは違法」と認め、計約90万円の賠償を命じました。

労働契約法20条は、正社員と非正規社員の労働条件の相違は、「職務内容などを考慮して不合理であってはならない」と定めています。判決では年末年始勤務手当について「最繁忙期の勤務に対する対価である」、また住居手当についても「転居を伴う異動のない正社員にも支給され、非正規社員に支給されていないのは合理的ではない」と判断し非正規社員に支払われないのは不合理と賠償を認めました。

一方で、「業務の幅広さや配置転換の有無の違いを踏まえれば、正社員と非正規社員の間で賃金制度上の違いがあることを許容する」と指摘し、他の手当については「不合理な相違とは言えない」として退けました。

今回の判決は、政府が「同一労働同一賃金」の実現を掲げる中、その動きを後押しするものと言えます。

## ★Q&A パート職員への正社員との均衡処遇の対応について



医療労務管理アドバイザー  
(特定社会保険労務士)金城 由紀子

**Q** 最近、「同一労働同一賃金」という事を聞きますが、パート職員を雇用する場合、正職員と同様に月額で賃金を支払うことが必要になるのでしょうか。

**A** パートに代表される短時間労働者については、労基法の他にパート労働法が適用されます。

パート労働法では、正社員と変わらない職務を担当させ、人事についても同じような状態でパート社員を雇用している場合、「短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の処遇について、差別的取り扱いをしてはならない」(同法第8条)とされています。

実際に正社員との差別的取り扱いが禁止されているのは、職務の内容や配置が正社員と同様であることが見込まれる、期間の定めのない労働契約で雇用される者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者)に限られています。

「賃金の支払い」については、労基法 24 条で条件等が規定されていますが、賃金の形態について規制はなく、就業規則、賃金規則、労働契約などで自由に定めることが可能です。「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」については、正社員と同額の月額賃金を支払う必要はありませんが、時間単位の賃金に換算した場合には差が出ないようにすることが必要となります。

また、同法では、パートのタイプに応じ、教育訓練を実施することが義務付けられている(同法 10 条)ほか、食堂、休憩室、更衣室の利用ができるように配慮することが求められています(同法 11 条)。

※具体的内容については、支援センター相談窓口迄お問い合わせください。

### ご存知ですか？

平成26年10月施行の改正医療法により、病院または診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境改善等への取り組みが努力義務化されました。将来にわたり質の高い医療サービスを提供していくためには、医療従事者が健康で安心して働くことの出来る環境整備が必要です。

沖縄県医師会

# 医療勤務環境改善支援センター

平成27年3月2日より沖縄県医師会事務局内にみだし支援センターを開設しました。本センターには医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）及び医業分野アドバイザー等を配置し、医療機関の自主的な勤務環境改善に必要な支援を行います。

まずは「できるところから」始めてみましょう

相談

情報提供

助言

支援

医療勤務環境改善に関する研修会

労働時間管理（働き方・休み方等）  
労働安全衛生（スタッフ健康支援）  
施設環境整備（ハード・ソフト）  
キャリア形成支援等

診療報酬制度面  
医療制度・医療法制度面  
組織マネジメント・経営管理面  
各種補助メニューの活用提案

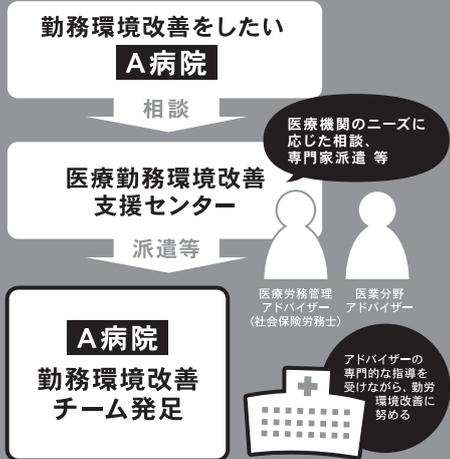
お問い合わせ

TEL:098-888-0087

沖縄県医療勤務環境改善支援センター 〒901-1105 南風原町字新川218-9  
FAX:098-888-0089 平日9時～17時（土・日・祝祭日・年末年始除く） 沖縄県医師会事務局内

いきいき働く医療機関サポートWeb <http://iryou-kinmukankyau.mhlw.go.jp/>

【医療勤務環境改善の手順】



PDCAサイクル



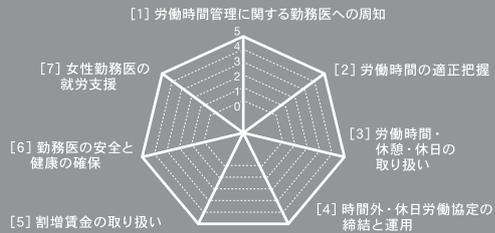
日本医師会 勤務医の健康支援に関する検討委員会  
勤務医の労務管理に関する  
分析・改善ツール  
[http://dl.med.or.jp/dl-med/kinmu/kshien\\_tool201403.pdf](http://dl.med.or.jp/dl-med/kinmu/kshien_tool201403.pdf)



勤務医の労務管理チェックリスト

- [1] 労働時間管理に関する勤務医への周知
- [2] 労働時間の適正把握
- [3] 労働時間・休憩・休日の取り扱い
- [4] 時間外・休日労働協定(36協定)の締結と運用
- [5] 割増賃金の取り扱い
- [6] 勤務医の安全と健康の確保
- [7] 女性勤務医の就労支援

勤務医の労務管理チェックリスト分析チャート



沖縄県医師会事務局 沖縄県医療勤務環境改善支援センター 行

お問い合わせ TEL:098-888-0087 FAX:098-888-0089

無料

沖縄県医療勤務環境改善支援センター利用申込書

記入日：平成 年 月 日

所属機関	.....	
連絡先	TEL	内線
担当者氏名	.....	
希望相談支援内容	医療労務管理面 ・ 医業経営面	
相談方法	電話相談 ・ 訪問相談 ・ 来所相談	
希望日	平成	年 月 日

沖縄県医師会





# 平成28年度診療報酬改定

## 診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

### 第1 基本的な考え方

現在、署名又は記名・押印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書及び服薬情報等提供文書とについて、電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した場合にも算定可能とする。診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、電子的に送受・共有する場合についても評価する。

### 第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する文書、訪問看護管理療養費の算定に係る文書及び服薬情報等提供料の算定に係る文書の電子化

#### [算定要件]

(1) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保健色湯機関等に提供する場合は、**厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)を遵守し、安全な通信環境を確保する。**

**おきなわ津梁ネットワークの通信環境を活用**

(2) 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、**厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI : Healthcare Public Key Infrastructure) による電子署名を施すこと。**

**日本医師会の医師資格証を活用**

2. 診療情報提供料 (I) 検査・画像情報提供加算の新設

#### (新) 検査・画像情報提供加算

**イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点**

**ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点**

#### [算定要件]

保険医療機関が、患者の紹介を行う際、過去の主要な診療記録を、他の保険医療機関に電子的方法で閲覧可能なように提供した場合に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない。

3. 電子的診療情報評価量の新設

#### (新) 電子的診療情報評価料 30点

#### [算定要件]

保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、過去の主要な診療記録を電子的方法により閲覧でき、当該診療記録を診療に活用した場合に算定する。

#### [2及び3に係る施設基準]

(1) 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。

(2) 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。



#### 【お問合せ先】

沖縄県医師会業務2課 (知念・徳村・平良)

おきなわ津梁ネットワーク事務局

TEL : 098-888-0087 / FAX : 098-888-0089

E-mail : okinawa-shinryo@okinawa.med.or.jp

# おきなわ津梁ネットワークの活用(例)

## 〔特定健診結果の活用〕

初診患者さん  
同意説明



①問診票記入後、津梁ネットワークの趣旨を説明し参加同意取得

津梁ネット登録  
健診受診を確認



②自院の患者としてシステムに登録  
③健診受診の有無について確認

健診結果参照



④健診結果を直接端末より参照もしくは紙出力し、診察前に医師へ提供

要医療者への介入  
健診受診勧奨



⑤健診結果より、その場で適切な治療開始  
**※重症化予防!**  
⑥健診未受診の場合、健診受診勧奨  
**※健診受診率向上!**

## 〔救急外来診療時の活用〕

救急外来受付時  
津梁ネット登録



①利用者カードの提示  
②自院の患者としてシステムに登録  
**(初回のみ)**

フェイスシート  
紙出力



③フェイスシート(医療基本情報)を紙出力し、診察前に医師へ提供

アレルギー情報



救急診療の充実



## 〔調剤薬局での活用〕

受付時  
津梁ネット登録



①利用者カードの提示  
②自局の患者としてシステムに登録  
**(初回のみ)**

健診結果・他薬局  
調剤情報参照



端末参照 or 紙出力

健診結果を基にした  
服薬指導・健康相談



他薬局調剤情報を  
基にした適正処方



〔整形外科での活用〕

**白衣高血圧？**  
**仮面高血圧？**

**リハビリ前の血圧測定**

**健診結果参照  
端末 or 紙出力**

[健診結果: 血圧]  
H25: 170/110  
H26: 165/108  
H27: 166/102

**特定健診結果**

**リハビリ可否判定  
(参考資料)**

リハビリ中止基準  
収縮期: 70以下、200以上  
拡張期: 120以上

**可否判定**

〔眼科での活用〕

**眼底・眼圧検査**

**視神経乳頭所見**

**眼圧所見**

**健診結果参照  
端末 or 紙出力**

[健診結果: 血糖]  
H25: 7.0%  
H26: 7.4%  
H27: 7.7%

**特定健診結果**

**精密検査・  
専門医との連携**

精密検査

連携

〔産婦人科での活用〕

**妊婦健診**

**妊娠中毒症？**

**医療基本情報参照  
端末 or 紙出力**

[フェイスシート]  
健診検査より  
・体重の変化  
・血圧の変化  
処方調剤より  
・服薬状況  
アレルギーより  
・禁忌薬等

**アレルギー情報**

**フェイスシート**

**検査・健診**

**処方・調剤**

**状態に応じた  
適切なケア**





# システム利用に必要なもの

## 1.インターネット回線 ※利用者負担

- 既存回線が利用可能
- 光ネクスト、光プレミアム、Bフレッツ、フレッツADSL、YahooBB、ケーブルTV等

## 2.インターネットに接続可能なPC又はiPad ※利用者負担

- 既存端末が利用可能（但しスペック制限あり）
- Windows (Vista,7,8) ※Windows 10 はH28.4月以降対応予定  
iOS (6.0以降)、Macintosh (X10.7以下) ※Macは現在調査中



## 3.ウイルス対策ソフトの導入 ※利用者負担

- 安全なものであればソフトの種類は問いません。

## 4.VPNソフトの導入 ※沖縄県医師会より配布

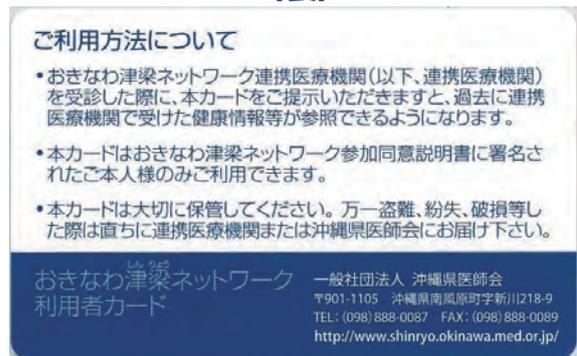
## 5.利用料金（月額）

病院（15,000円）  
 診療所・歯科診療所・調剤薬局（5,000円）  
 介護サービス事業所等（2,000円）

(表)

(裏)

利用者カード原寸大



【お問合せ先】  
 沖縄県医師会業務2課（知念・徳村・平良）  
 おきなわ津梁ネットワーク事務局  
 TEL：098-888-0087 / FAX：098-888-0089  
 E-mail：okinawa-shinryo@okinawa.med.or.jp

# 医師年金

<認可特定保険業者>公益社団法人 日本医師会

## ご加入のおすすめ

**加入資格** 64歳6カ月未満の日本医師会会員 (会員区分は問いません)

### ☑年金検討チェックリスト

- 公的年金では現役時代の生活水準を維持できない
- コツコツ積立てて十分な年金を確保しておきたい
- 一生涯受け取れる年金が望ましい
- 受け取れる年金の額を効率的に増やしたい
- 医師独自のライフスタイルにあった年金がいい
- 加入前に受取年金額のシミュレーションを確認したい

1つでも該当したら...

**医師年金ご加入をおすすめします!**

医師年金ホームページで、  
簡単シミュレーション!

医師年金 検索

<http://www.med.or.jp/nenkin/>

ご希望の受給額や保険料、生年月日を入力するだけで、簡単に受取年金月額のシミュレーションができます。ぜひお試しください。

個別プランの設計や詳しい資料のご請求はこちら

JMA 公益社団法人  
日本医師会 年金・税制課

TEL : 03-3946-2121(代表) / 03-3942-6487(直通)

FAX : 03-3942-6503

受付時間：午前9時30分～午後5時(平日)

E-mail : nenkin@po.med.or.jp

### 保険料からプラン作成

<b>保険料</b> ●基本：月払 加算：月払 前年所得 (10.27) 月払保険料 60,000円 基本所得 月払保険料 12,000円 加入年齢 24歳 6ヶ月 294日 月額月払保険料 72,000円	<b>医師年金</b> ●81コース 加入年齢 24歳 6ヶ月 294日 基本所得 月払額15万 17,200円 加入年齢 18歳 6ヶ月 207日 基本所得 103,300円 103,300円 15年受給総額 18,958,000円 ●82コース 加入年齢 24歳 6ヶ月 294日 基本所得 月払額15万 17,200円 加入年齢 18歳 6ヶ月 207日 基本所得 385,800円 17,200円 17,200円 15年受給総額 25,212,000円 ●83コース 加入年齢 24歳 6ヶ月 294日 基本所得 月払額15万 17,200円 加入年齢 18歳 6ヶ月 207日 基本所得 208,300円 17,200円 17,200円 15年受給総額 26,028,000円 ●84コース 加入年齢 24歳 6ヶ月 294日 基本所得 月払額15万 17,200円 加入年齢 18歳 6ヶ月 207日 基本所得 149,300円 17,200円 15年受給総額 26,874,000円
--	--

設定条件をご確認ください。

試算日 平成 27年 9月 7日  
 生年月日 昭和 50年 1月 1日  
 試算自年齢 40歳

加入申込期間 平成 27年 6月 15日  
 加入申込年齢 37歳 7月  
 加入申込年齢 40歳 6ヶ月

加入申込開始日 平成 27年 7月

年金受取開始年月 平成 52年 1月  
 年金受取開始年齢 65歳

払い保険料合計 25,166,000円

注意事項です。お読みください。

- 1. 加入申込期間は、18日(土日・祝日)の場合は、その前日となります。
- 2. 「加入申込」は、加入者ご本人であれば一生受取可能なことが可能です。
- 3. 「仮受取開始15年」では、加入者ご本人が65歳到達前に死亡した場合は、15年満期の満期に基づいて、ご遺族の方が受取することができます。
- 4. 「加入申込」の保険料(月払額)は、後述の通り計算されています。
- 5. 仮受取開始年齢は、75歳まで繰上可能です。
- 6. 「受取開始月額」は標準です。現在は令和1年度分の計算となっており、尚、年金の繰上決定が行われる場合は、変更になる場合があります。

日本医師会が運営する医師のための私的年金  
日本医師会 **医師年金**

最新マップへ  
個人事務保護方針  
重要事項のお知らせ

医師年金の特長 医師年金のしくみ 医師年金シミュレーション よくあるご質問 手続きガイド お問い合わせ・資料請求

### 豊かで安心できる将来に向けて

現役引退後、公的年金だけで、現在の生活水準を維持できますか？

医師年金についてシミュレーションしてみましょう。

保険料からシミュレーション 受給年金からシミュレーション

**お知らせ**

- 2015年2月26日 医師年金ホームページ「シミュレーション機能拡充について」
- 2013年3月21日 東日本大震災に関わる特別措置の終了について
- 2012年12月 認可特定保険料の認可取得に伴う制度改定のお知らせ
- 2012年4月9日 特定保険料の認可申請についてのお知らせ
- 2011年7月7日 医師年金を繰上り受給するお知らせ

**医師年金の特長**

- 日本医師会会員のための私的年金
- 積立型の私的年金
- 事務手数料が少額
- 年金の受取コースは受給開始時に選択
- 満64歳以降いつでも加入可能
- 一生享受される年金
- 保険料の増減は自由
- 年金の受取開始を満75歳まで延長可能
- 所属医師会・会費種別が変わっても継続可能

**医師年金のしくみ**

- 保険料について
- 加入資格について
- 給付について
- 費者年金
- 費者年金
- 医師年金
- 遺族年金
- その他
- 税金の取扱いについて

よくあるご質問 手続きガイド リンク 日本医師会職員 医師会会費

医師年金 HP のトップページの「保険料」及び「受給年金」からシミュレーションが可能です。

日本医師会が運営する医師のための私的年金  
日本医師会 **医師年金**

最新マップへ  
個人事務保護方針  
重要事項のお知らせ

医師年金の特長 医師年金のしくみ 医師年金シミュレーション よくあるご質問 手続きガイド お問い合わせ・資料請求

医師年金シミュレーション

ホーム \* 医師年金シミュレーション \* 保険料からシミュレーション

### 医師年金シミュレーション

#### 保険料からシミュレーション

生年月日、保険料を入力して、受給年金のシミュレーションをしてみましょう。

生年月日 昭和50年 1月 1日

基本保険料払込方法  月払  年払  一括払

加算保険料払込方法  月払  随時払  なし

加算保険料口数 10口 月払 60,000円

**計算開始**

\*シミュレーションの試算結果(年金月額)は、総額計算による概算です。

お問い合わせ

必要な情報を入力し、「計算開始」のボタンをクリック。

日本医師会が運営する医師のための私的年金  
 日本医師会 **医師年金**

トップページ | サイトマップ | 個人情報保護方針 | 重要事項のお知らせ

○ 医師年金の特長 ○ 医師年金のしくみ ○ 医師年金シミュレーション ○ よくあるご質問 ○ 手続きガイド ○ お問い合わせ

ホーム > 医師年金シミュレーション > 保険料からシミュレーション

### 医師年金シミュレーション

保険料からプラン作成 (試算結果)

試算結果は簡易計算による概算です。

[戻る](#) [PDF](#)

**保険料**

■ 基本：月払 加算：月払

加算年金 (10口)	月払保険料 60,000円
基本年金	月払保険料 12,000円

40歳 ————— 65歳

支払期間 24年7ヵ月 (295回)

合計月払保険料 72,000円

■ 設定条件をご確認ください。

試算日	平成27年 3月16日
生年月日	昭和50年 1月 1日
試算日年齢	40歳
加入申込期限日	平成27年 5月15日
加入予定年月	平成27年 6月
加入時年齢	40歳5ヵ月
加算払込開始年月	平成27年 6月
年金受給開始年月	平成52年 1月
年金受給開始年齢	65歳
払込保険料累計	21,240,000円

■ 注意事項です。お読みください。

- 加入申込期限は、15日が土日・祝祭日の場合は、その前日となります。
- 「終身年金」は、加入者ご本人であれば一生受け取ることができます。
- 「保証期間15年」では、受給者ご本人が保証期間中におこなくなりになった場合、15年の残りの期間について、ご遺族の方が必ず受け取ることができます。
- 「受取コースの選択 (B1~B4)」は、受取開始の時に決めいただけます。
- 受取開始年齢は、75歳まで延長できます。
- 「受取年金月額」は概算です。現在は年利率1.5%での計算となっており、将来、年金の制度改定が行われる時は、変更になる場合があります。

**受給年金**

● B1コース

加算年金	保証期間15年 86,500円	終身
基本年金	保証期間15年 17,300円	終身

65歳 ————— 80歳

受取月額

103,800円 103,800円

15年受取総額 16,684,000円

● B2コース

加算年金	5年確定型 370,100円	
基本年金	保証期間15年 17,300円	終身

65歳 — 70歳 ————— 80歳

受取月額

387,400円 17,300円 17,300円

15年受取総額 25,320,000円

● B3コース

加算年金	10年確定型 191,900円	
基本年金	保証期間15年 17,300円	終身

65歳 ————— 75歳 — 80歳

受取月額

209,200円 17,300円 17,300円

15年受取総額 26,142,000円

● B4コース

加算年金	15年確定型 132,600円	
基本年金	保証期間15年 17,300円	終身

65歳 ————— 80歳

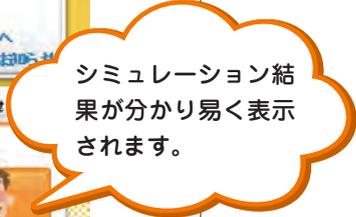
受取月額

149,900円 17,300円

15年受取総額 26,982,000円

[このページの先頭へ](#)

[戻る](#) [PDF](#)



**生涯教育／プライマリ・ケア**

平成 29 年 7 月 1 日

○字数制限

生涯教育 6,000 字以内とし、冒頭に 400 字程度の要旨をつけて下さい。

プライマリ・ケア 2,500 字以内

(図表 1 枚を 400 文字数に換算する必要がある)

○内容

生涯教育は、原則学術・実地医家にとって有用性の高い総説論文

プライマリ・ケアは、病診連携、病病連携等に資していただけるような、日常的な症状に関するミニレクチャー的な内容。

○原稿の書き方

①原稿はできるだけ Word、Excel、PowerPoint にて作成して下さい。

②原則として常用漢字、現代かな使い、算用数字を使用して下さい。

③図、表、写真の挿入場所を文中に指定して下さい。

④図表にはタイトルをつけてください。

⑤写真、図、表は原則として 10 枚以内とし、そのまま製版出来る鮮明なもので、特に写真は明瞭なものでご提出下さい。

⑥人を対象とした研究については、ヘルシンキ宣言を遵守したものであること、また症例を提示する際（症例報告）は、患者さんのプライバシーの保護やインフォームドコンセントなどに関する倫理的な問題に十分配慮されていること。

個人が特定され得る疾病に関しては、本人の同意を得ようご配慮下さい。

○文献

引用文献は最小限度（原則として 10 以内）とし、論文中にでてくる順に番号をつけ、末尾に以下の形式で一括して下さい。本文中には、引用部の右肩に 1) 2) 3) …の番号を付して下さい。引用の図表は出典を明記して下さい。

著者は複数の場合は筆頭者、他で記入下さい。

引用文献の記載項目並びに順序

○雑誌の場合

著者名：論文題名. 雑誌名 発行年；巻：ページ.

Ahonkhai VL, et al : Failure of pneumococcal vaccine in children with sickle-cell disease. N Engl J Med 1979 ; 301 : 26-27.

○単行本の場合

著者名：書名. (版数), 発行所, 発行所の所在地, 発行年；引用ページ.

Koch FC, et al : Practical Methods in Biochemistry. 2nd ed, William Willkins, Baltimore, 1948 ; 212 (or 212-215) .

○シリーズなど

執筆者名：執筆部分題名. 編者名, シリーズ名, 巻数, 発行所, 発行地, 発行年；引用ページ.

Kovec A : The liver and spleen. ed Bolinger RE, In Guide to Diagnostic Imaging, vol 1, Medical Examination Publishing Co Inc, New York, 1982 ; 123-140.

○ウェブサイトの場合

執筆者名 (編者名)：サイト名. URL (最終閲覧日)

運動器の 10 年・日本協会：学校での運動器検診の手引き. [http://www.bjd-jp.org/medicalexamination/guide\\_0.html](http://www.bjd-jp.org/medicalexamination/guide_0.html) (2016 年 8 月 16 日閲覧)

**月間 (週間) 行事お知らせ**

○字数制限：2,000 字以内

○内 容：医療関係の行事等について

**発言席**

○字数制限：2,500 字以内

○内 容：会員の先生方のご意見や主張等

**勤務医 / 臨床研修医**

○字数制限：勤務医 2,000 字以内、臨床研修医 1,500 字以内

○内 容：勤務医・臨床医の先生方からのご意見・ご要望

**地区医師会**

- 字数制限：1,000 字以内
- 内 容：各地区医師会の活動状況  
(例：テレビ番組やラジオ番組の放映、かかりつけ医推進事業等の厚労省モデル事業や独自の院内活動等)

**若 手**

- 字数制限：1,500 字以内
- 内 容：今後の進路を決める先生方へのアドバイス等について（若手医師への提言、日常診療のコツ、開業顛末記等）

**随筆 / 新春干支随筆 / 緑陰随筆**

- 字数制限：随筆 2,500 字以内、新春干支随筆・緑陰随筆 1,500 字以内
- 内 容：日常診療のエピソード、青春の思い出、一枚の写真、趣味などの他、紀行文、特技書評、新年の抱負など

**本の紹介**

- 字数制限：1,500 字以内
- 内 容：感動した、生き方が変わった、診療が変わった、新たに真実を知った本等々、会員の皆様の座右の本の紹介

**いきいきグループ紹介**

- 字数制限：1,000 字以内
- 内 容：各研究会、スポーツ同好会や摸合等の活動紹介

**身近な闘病記**

- 字数制限：2,000 字以内
- 内 容：ご自身又はご家族の病気療養の経験談について

**追悼文**

- 字数制限：1,500 字以内
- 内 容：お亡くなりになられた先生への追悼

**広 告**

- 沖縄県医師会報の品位、及び体制を損なわぬものとし、採否については広報委員会で審議のうえ決定する。

**投稿の方法**

1. 会報への投稿の第一執筆者は、原則として沖縄県医師会会員であること。
2. 原稿には題名、氏名、勤務先(所属)を明記して下さい。
3. 図・表・写真は原則モノクロ掲載とし、カラーの場合は実費をご負担願います。
4. 送付方法は出来ましたらメール送信又はCD-R等での送付をお願いします。
5. 同一会員の原稿掲載回数は、1期(4～7月号)、2期(8～11月号)、3期(12～3月号)の各期ごとに1編のみ。
6. 写真の解像度は350以上をお願いします。表紙写真に関しては、会員本人撮影のものとする。
7. 掲載の採否は広報委員会で決定し、内容によっては原稿の修正等をお願いする事があります。

**著作権**

本誌並びにホームページに掲載される著作物の著作権は沖縄県医師会に帰属します。

**送付先・問い合わせ先**

沖縄県医師会 庶務課  
〒901-1105 南風原町新川 218-9  
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089  
E-mail：kaihou@ml.okinawa.med.or.jp

今年もあと残り2か月を切り、巷では忘年会の話が聞こえてくるようになりました。しかし一方では北朝鮮問題が緊張の度合いを徐々に増してきて、平昌五輪の開催を危ぶむ声が囁かれたり、国内では突然の衆議院解散総選挙であわただしかったり、また県内では再び北部でヘリの事故が起こったりと、本当に今年の秋は何かと落ち着かない毎日ではなかったかと思えます。せめて年の瀬くらいは平和で静かな世の中であってほしいと願うばかりです。

さて、今月号の表紙は高野山 壇上伽藍根本大塔で飾られています。弘法大使空海の世界に思いをはせ、厳かな気持ちになることができますね。

まず宮里達也常任理事からの「都道府県医師会生活習慣病（糖尿病・COPD）担当理事連絡協議会」にご報告です。世界の死因ランキングでは、COPDは虚血性心疾患、脳卒中に次いで3番目に高い死因となっており、また日本ではCOPDはがん、循環器疾患、糖尿病に並ぶ主要取り組み疾患となっています。COPD対策として地域における医療連携が必要です。1988年以降のオリンピック開催都市はすべて受動喫煙防止法・条例が制定されており、東京都でも罰則付きの条例が検討されているとのこと。また糖尿病性腎症重症化予防プログラムの話題も重要で、これに関しては沖縄県医師会や各地区医師会でも一部の市町村とは連携してすでに取り組みを始めているところもあると思えます。

「九州医師会連合会第113回定例委員総会」のご報告の中では、横倉義武日本医師会会長の祝辞がありました。横倉会長は先ごろ世界医師会の会長に選出されたことは皆さんご存知かと思えます。新専門医制度、医師の働き方改革、診療報酬、介護報酬改定の件、社会保障の件など幅広い話題が提供されています。

「第27回沖縄県医師会県民公開講座 ゆらぐ健康長寿おきなわ フレイルを知ろう 早い気づきで予防!」の講演内容の報告がありました。フレイル状態とは要支援・介護直前の状態で、フレイルにならないために必要なことは「運動」「栄養」「社会や人との関わり」を大事にすること、というのが今回の市民公開講座のポイントであったように思います。意外だったのは高齢者の食事では栄養をしっかりと摂ること、特に魚、肉、卵などの良質なたんぱく質を摂ることが重要とのことでした。

「平成29年度第2回マスコミとの懇談会」では、情報提供者の清水隆裕先生の講演内容に加え、その後の質疑応答の中身も大変興味深いものでした。日本の葉タバコの8割は輸入品でそして輸入相手国第3位のマラウイでは国際条約で禁止されている児童労働によってタバコが栽培されているとのこと。子供に対する悪影響という問題で考えると受動喫煙や喫煙年齢の低年齢化がよく取り上げられますが、喫煙をすることが児童労働でタバコを作らされている子供たちの将来を奪っているという現状もあるのです。わが国でタバコを撤廃できないのはなぜか? 「無煙社会」を実現していくにはどのような取り組みをしていく必要があるのか? などの問題に関して、現在のタバコに関する制度や経済的な側面、社会的背景など様々な角度から鋭い切り口で意見交換が行われています。

生涯教育コーナーでは百次仁先生より「脳血管障害に対する血管内治療の現況」の解説がありました。この領域でのここ最近の進歩は目覚ましいものがあります。県内でも血管内治療は普及してきたように思いますが、今後はこの治療における県内の若手エキスパートを育成していくシステムの構築が課題になるのではないかと思います。

プライマリケアコーナーには石川直樹先生、インタビューコーナーでは循環器科会長の砂川長彦先生に執筆をお願いしております。後半は、小濱守安先生が書かれました「医療安全推進習慣に因んで～診療録（カルテ）記載の重要性～」、更には宮城征四郎先生の随筆「趣味」もぜひご一読ください。

衆議院選挙当日に直撃が心配された台風21号も幸い本島には大きな影響を与えることなく逸れていきました。「今年は結局、台風来なかったね～」とホッとする一方で、「そういえば小学生の頃は台風が来ると学校が休みになるから楽しみにしていたな」などと思ひ出し、沖縄の夏の風物詩(?)に遭遇できなかったことをちょっと残念に感じているのは私だけでしょうか? おかげさまで、今月号も盛りだくさんの内容となりました。大変ご多忙の中、執筆していただいた先生方には深く御礼を申し上げます。

広報委員 藏下 要